

低入調査基準モデル改正

国交省

中央公契連総会に提案

国土交通省は、低入札調査基準価格の見直しに合わせ、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）が1988年6月に定めた低入札価格調査基準モデルを改正する。中央公契連の総会に提案する予定で、会員である各官庁、独立行政法人などの発注機関に通知し、それまでの間、それぞれの判断で調査基準価格を見直すよう要請した。調査基準モデルの改正により、地方自治体への波及が図られる。中央公契連総会の開催日は未定だが、毎年6月ごろに開かれている。

自治体への波及見込む

調査基準価格について、国交省は同日、調査基準は、「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」が3月28日、所要の経費が計上されるよう早期に見直すとともに、見直し後の新明らかにし、3月31日付た調査基準価格を自治体で備置局長などに通知した。4月1日以降に入札

調査基準モデルも改正する。現行の同モデルは、予定価格算出の基礎となつた▽直接工事費の100%▽共通仮設費の100%▽現場管理費の20%の合計額から調査基準価格を算出すること。これを明記し、これが各官庁、独立行政法人、自治体が調査基準価格を算定するに当たっての根拠となっている。

国交省は、中央公契連がそれぞれの判断で調査基準価格を見直すよう通知に明記し、ダンピング（過度な安値落札）の防止を促していく。

20年 4月 9日

建設通信新聞